

○南城市総合教育会議規則

平成27年9月30日

規則第15号

改正 平成27年12月28日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する南城市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1) 南城市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、市長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(平27規則21・一部改正)

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認められる場合で、市長又は教育委員会の発議により議決したときは、会議を非公開とするこ

とができる。

(議事録の作成)

第7条 市長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録は、非公開の場合を除き、公表する。

(傍聴)

第8条 会議の傍聴に関しては、南城市教育委員会会議傍聴人規則（平成18年南城市教育委員会規則第3号）の規定を準用する。この場合において、第3条及び第5条から第7条までの規定中「委員長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第21号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。